

5 その他

(4) 三障害一元化のもとに実施される福祉サービスのあり方

経緯又は現状・課題

障害者自立支援法の施行が目前に迫っている現状の中で、改革のポイントとして「自立」「一元化」「働ける社会」等が前面に出されている。精神障害者については、精神障害という障害特性から考えていくと、精神障害の方々は、疾病を併せ持ち、ストレスの脆弱性、コミュニケーション技能が苦手である等、他の二障害とは視点を変えた特性を充分配慮したサービスを用意する必要があることによりサービスを使えない可能性がある。

「生活」には、「働く」とことと「暮らす」という要素がある。健常者の方はこれを特に区別していないが、精神障害者の場合、特に「暮らす」ということが重要であり、崩れると「病気の再発」に直結する。「暮らしの安定」を図るためには、「頑張り過ぎないこと」「疲れたら休むこと」「誰かに相談すること」が特に大切となる。

特性に配慮した支援という視点では、精神障害者のみならず、触法・虞犯障害者、強度行動障害者、重度障害者等、個別の障害特性に応じたケアマネジメント、サービスの提供が求められる。

サービス提供者にはより一層、高い質のサービスが求められていくこととなり、三障害一元化される新制度の中においても精神障害に配慮したサービスを考慮していく必要がある。

提案する内容

三障害一元化され新制度施行を目前とし、あらゆる障害に個別に対応でき得る、質の高いサービス提供者の確保は急務である。早急に人材の育成に努めて行く必要があり、障害種別に応じた研修を実施し、支援者の技能向上を図るべきである。

精神障害者に対してのサービス提供についてはメンタル面の支援が不可欠である。サービス提供者の精神面に特化した研修の推進が一層必要とされる。

その他・根拠法令

障害者自立支援法案

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律